

神河町監査委員告示第 1 号

令和 4 年 3 月 11 日付けで地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき請求のあった措置請求について審査を行ったので、同条第 5 項の規定によりその結果を公表します。

令和 4 年 4 月 4 日

神河町監査委員 藤 後 秀 喜

神河町監査委員 小 寺 俊 輔

監査の結果

本件措置請求は、地方自治法 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な請求とは認められないので、請求を受理することはできず却下とする。

事実及び理由

第 1 監査請求の申立て

1 請求人

住 所 兵庫県神崎郡神河町東柏尾 9 番地の 1

氏 名 坂田幸生

2 請求書の收受

令和 4 年 3 月 14 日

第 2 請求書及びその要旨

1 標題 「監査請求書」

2 請求書の要旨（注：請求書は長文であるため、その原文を要約・整理して示す。）

「監査請求書」

令和元年 9 月 20 日神河（監）第 47 号（注：住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）、以下「監査結果通知」という。）に公文書偽造の疑義が生じたため、この疑義の解明を求める。

監査結果通知に「・・・当初契約と同額で契約変更するため・・・」、「・・・損害が生じているとは認められない。」とあるが、当初契約金額 6,645 千円を大幅に上回る 7,696 千円で工事は完了した。当初契約額から 1,050 千円も超過していれば、損害が生じたことになる。

令和元年 8 月 13 日実施の役場関係課長に対する監査委員の事情聴取をもとに監査結果通知を作成されたが、同日に増額契約（注：変更契約）を町長と業者が締結している。

三万田川改修工事は令和元年6月23日に着工し、8月30日に完了。同年9月20日に監査結果を通知していることから、関係課長が虚偽報告を訂正するには十分な時間がある。

令和元年8月27日の請求者陳述は、監査委員が議事録を作成しているが、令和元年8月13日の関係課長事情聴取は会議録が作成されていない。監査結果通知作成のための根拠がないため、監査結果通知は増額契約を隠蔽するため関係課長による謀議で作成され、それを偽装するために監査委員が盲判を押し、体裁を繕ったと推定する。監査権限を有さない者による監査結果通知の作成は公文書偽造罪に相当するであろう。

第3 要件審査

住民監査請求制度によって監査を求めするためには、地方自治法第242条1項の要件を満たすとともに、同条第2項における「財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」旨の請求期間の要件も満たさなければならない。

提出された監査請求書を確認したところ、請求様式が適法でない、事実証明書の添付がされていない、必要な措置請求の記載がない、変更契約日又は工事完了日から1年を経過しているにもかかわらず、正当な理由が明記されていないなど必要な要件が満たされていないため、令和4年3月16日に請求人へ請求書の補正を求めたが、請求人は補正しないという旨の回答であるため、適法な請求書として受理することはできない。

また、第2請求書及びその要旨中2請求書の要旨内で、「令和元年9月20日神河（監）第47号（監査結果通知）に公文書偽造の疑義が生じたため、この疑義の解明を求める。」とあるが、昭和33年7月14日の行政実例では、「請求人が監査の結果を不服として異議の申立てをしてきた場合、監査委員は、その申立てを受理しなくともよい」とされていることから、令和4年3月14日收受の「監査請求書」は受理しなくともよいものと判断する。

第4 監査請求に関する決定について（令和4年3月28日決定）

本件請求は、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、補正にも応じていない。また、監査の結果を不服とする異議の申立てであると判断されるため、監査の対象とはならない。したがって、適法な請求としては受理できず却下して、監査は実施しないことを監査委員の協議により決定した。

第5 結論

以上のことから、本件請求は、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、かつ、坂田幸生氏による工事番号神河第71号三万田川改修工事の内容を含む住民監査請求については、同一請求人による同一行為等を対象とした再度の住民監査請求であり、不適法な住民監査請求のため、審理するまでもなく却下せざるを得ない。